

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 50 年 9 月まで
県外の会社を退職して帰郷した後、父から国民年金に加入しておかないと将来、大変なことになるから納めろと、厳しく諭され、毎月 1 万円前後を父に渡し、その中から父が保険料分を区長に納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区長に毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は大部分が時効により納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 58 年 4 月に、A 町役場から国民年金の納付案内書が送られてきたので、当たり前に保険料を納付し始めた。その後、同年 6 月から B 事業所の臨時職員として勤務し、厚生年金保険に加入したが、国民年金の資格喪失届の手續が面倒だったので、国民年金の保険料をずっと納付し続けた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場から送られてきた納付書で昭和 58 年 4 月から国民年金保険料を月々銀行等で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 11 月ごろに払い出されており、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間であると考えられる上、申立期間直後の 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を 62 年 1 月 26 日に過年度納付していることが確認でき、申立内容には不自然な点がみられる。

また、申立人は、厚生年金保険に加入してからも、国民年金の喪失手續を行っておらず、保険料を納付したと主張しているが、申立人の B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 58 年 6 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、59 年 4 月 1 日に資格喪失していることが確認できる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 1 日から 14 年 1 月 2 日まで
② 平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 1 月 21 日まで

申立期間に係る A 社での標準報酬月額の記録が、私の給与と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、平成 9 年 7 月から 15 年 6 月までは、申立人が提出した預金通帳及び流動性預金異動明細表から、A 社がオンライン記録の標準報酬月額より多い金額を申立人の銀行口座に振り込んでいることが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成 9 年 4 月から 12 年 5 月までは、オンライン記録から、9 年 4 月付けで申立人を含めた A 社の役員を除くすべての被保険者の標準報酬月額が下がっていることが確認できることから、年金事務所が保管する当時の同社に対する調査資料に、給与から引き下げた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが記載されている。

また、同資料には、当時、従業員が労働組合に対して「報酬の額に対する保険料額が低すぎる。」と申し立てたこと、及び会社から「保険料控除額が少なくなった分を民間保険に加入すればよい。」と説明があったことが記載されている上、後者の内容は同僚 1 人が同様の証言をしていることから、申立人の給与からも、オンライン記録に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成 12 年 12 月から 13 年 11 月までについて、申立人が提出した平成 13 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、

正確な雇用保険料は不明であるものの、雇用保険料にオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料を合算した額とほぼ一致していることから、申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

加えて、申立期間②のうち、平成 15 年 7 月から同年 12 月までについて、申立人と同種業務の同僚が保有する賃金台帳から、当該同僚の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人の口座振込額にオンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料の控除額を加えると、おおむねオンライン記録の標準報酬月額の範囲の報酬額となることから、申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

なお、申立期間①のうち平成 12 年 6 月から同年 11 月までの期間及び 13 年 12 月並びに申立期間②のうち 14 年 4 月から 15 年 6 月までの期間については、A 社は、当時の厚生年金保険料の控除額に関する資料は廃棄しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であると回答している上、事情聴取ができた同社の複数の同僚は、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社での私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は 24 万円となっているが、私は 30 万円以上の報酬を得ていたと記憶している。給与明細書は持っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社の元事業主は、「当社は平成 19 年に事実上倒産し、その際、賃金台帳等の資料を処分した。」と説明しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、前述の元事業主は、「当時、当社の新入社員の資格取得時の標準報酬月額の決定に当たっては、残業見込額を含めず、基本給を基に決定していた。このため、申立人の資格取得時の標準報酬月額も 24 万円の基本給を基に決定していたと思う。また、申立人については平成 8 年 10 月までは昇給させていないため、申立期間における厚生年金保険料は 24 万円の標準報酬月額に基づき給与から控除していた。」とし、当時の新入社員については、申立人を含め全員、資格取得時の標準報酬月額に残業見込額を含めていないと証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人のA社に係るオンライン記録の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

加えて、元事業主及び申立人が名前を挙げた申立人と同じ勤務形態及び職種であったとみられる同僚1人は、A社での厚生年金保険被保険者期間が10日間と申立人と比べ著しく短いため、申立人の標準報酬月額等と比較することができない上、申立人の当時の同僚は、「当時の自分の標準報酬月額について確認した結果、間違いは無かったが、申立人の給与から保険料がどのくらい控除されていたかは承知していない。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及びB国民健康保険組合の加入記録により確認できる。

しかしながら、A事業所は年金事務所の事業所記号払出簿に記載が無く、厚生年金保険の適用事業所であったと確認できない上、申立期間当時の事業主及びその妻も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得等について証言を得ることができない。

また、申立人の申立期間にA事業所に勤務していた同僚のうち、厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人全員について、同事業所での被保険者記録は無い上、聴取した3人は給与から厚生年金保険料を控除されていたか否か不明であると証言し、残る2人については、申立期間当時国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時の給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、B国民健康保険組合の担当者は「申立期間当時、B国保に加入していたのは社会保険の強制加入ではない事業所の従業員なので、厚生年金保険の被保険者とならない。」旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 2 日から 28 年 9 月 9 日まで
私の母の申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の請求手続を行っておらず、受給した覚えは無いと聞いているので、受給していないことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間においてA社、B社又はC社のいずれかで勤務していたのは間違いないが、厚生年金保険の加入記録を確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、A社の厚生年金保険被保険者資格を昭和42年1月1日に喪失し、C社の被保険者資格を同年4月1日に取得している複数の同僚は、自身らは申立期間中もA社、B社又はC社のいずれかで勤務していたとしており、申立人についても当該期間において退職したとは聞いていないと証言していることから、申立人についても、申立期間当時、当該3事業所のうちのいずれかで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C社は同年4月1日に新規適用されているため、申立期間は当該2事業所ともに厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認でき、B社は同年1月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間の大半については厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社、B社及びC社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連資料を得ることができない上、申立人が挙げた同僚、当事務室で抽出した同僚、元事業主等からは具体的な供述等を得られないことから、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて、確認することができない。

さらに、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認で

きる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
年金記録によると、A社に勤務していた期間は脱退手当金を受給したことになっているが、請求や受給した覚えは無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和 39 年 10 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。